

# 広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課  
 〒044-8588 虹田郡倶知安町北1条東2丁目  
 TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466  
 メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp  
 ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第24号 平成30年12月

## 第1回後志広域連合議会臨時会を開催

第1回後志広域連合議会臨時会が8月29日（水）に倶知安町のホテル第一会館で開催され、条例の一部改正2件（後志広域連合国民健康保険条例、地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例）及び、補正予算2件（平成30年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計）について審議し、原案どおり可決されました。

## 第2回後志広域連合議会定例会を開催

第2回後志広域連合議会定例会が11月30日（金）に倶知安町のホテル第一会館で開催され、平成29年度各会計決算の認定及び平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算について審議し、原案どおり可決されました。

## 後志広域連合人事行政の運用等の状況について

平成29年度の後志広域連合の職員数、給与、勤務条件などの人事に関する状況を公表しましたので、一部抜粋してお知らせします。（詳細はホームページをご覧ください）

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

平成29年4月1日、関係町村等から派遣職員5名を広域連合職員に任命しました。

#### (1) 職員数、採用者及び退職者数

職員数	採用者数	任用解除者数
23人	5人	5人

### 2 職員の給与の状況

関係町村から派遣されている職員の給与は、一部の手当（通勤手当、時間外勤務手当等）を除き派遣元から直接支給されています。

#### (1) 人件費の状況

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
15,079,861千円	12,837千円	0.09 %

※人件費には派遣元に対する派遣職員人件費負担金は含まれていません。

#### (2) 給与費の状況

職員数（A）	給与費				一人当たり給与費（B/A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
23人	—	7,215千円	—	7,215千円	314千円

このページに関するお問い合わせ： 総務課 TEL 0136-55-8010

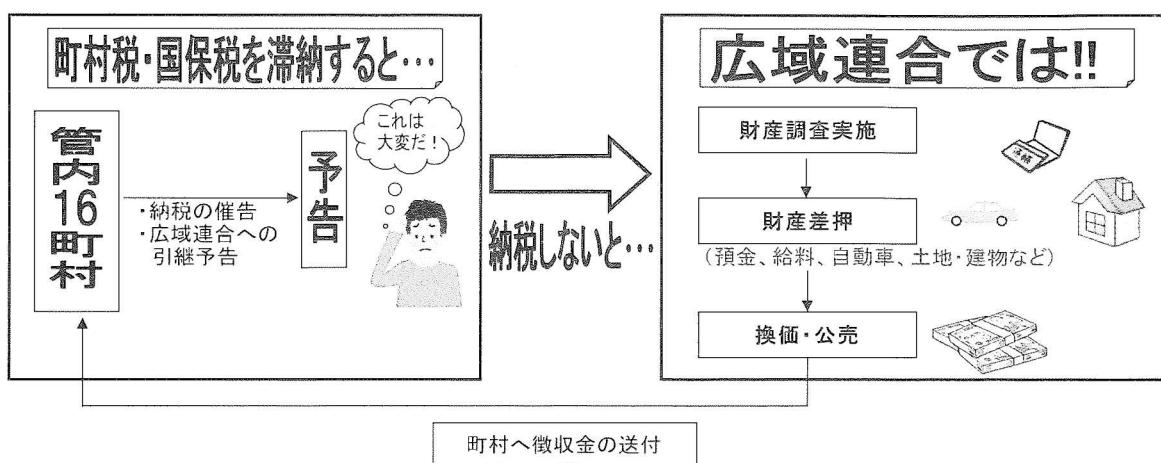
## ● 許しません。税金の滞納!!

### ◇ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します。

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は町村にとって貴重な自主財源です。

財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねません。また、ほとんどの納税者は納期内納税を行っていただいておりますが、このような納税者が報われる（正直者が馬鹿を見ない）社会を実現するためにも高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。

後志広域連合では、引受けた滞納者について、速やかに徹底した財産調査・捜索を行い、判明した財産について、直ちに差押えを行うなど、厳しい滞納処分を実施します。

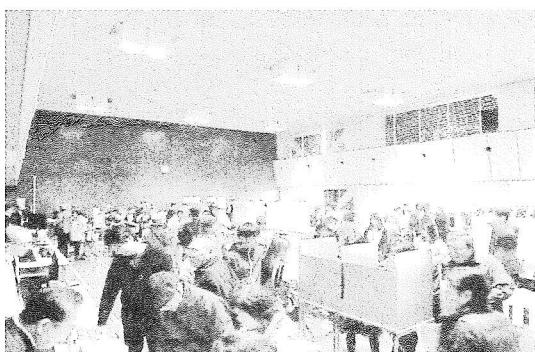


### ◇ 差押財産の公売について。

10月28日に岩見沢市で開催された「道央圏地方税合同公売会 in 岩見沢」に参加し、後志広域連合が差し押さえた財産の内、動産16点を公売しました。（参加団体…北海道、空知管内24市町、石狩管内7市町村、後志管内20市町村、様似町、日高管内地方税滞納整理機構及び後志広域連合）

なお、今後はインターネット公売（ヤフージャパンの官公庁オークション）に出品する方法でも差し押さえた動産の公売を行う予定です。（インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。）

合同公売会の様子



※ インターネット公売についての詳しい内容は、「YAHOO！ 官公庁オークション」のホームページをご覧ください。（ <https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/> ）

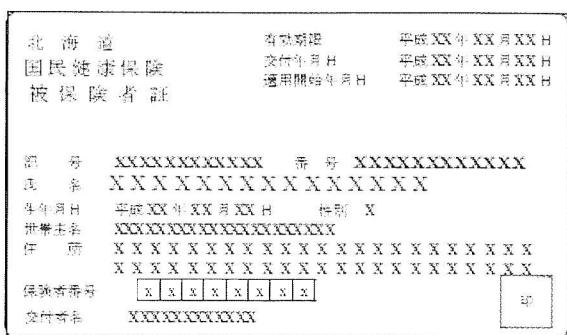
このページに関するお問い合わせ： 税務課 TEL 0136-55-8011

## ● 国民健康保険被保険者証が新しくなりました

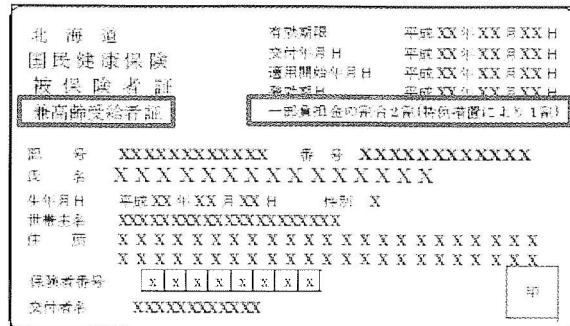
国民健康保険の加入中の方に交付している「被保険者証」が 平成30年8月1日 から新しくなりました。

また、70歳から74歳までの方については、「高齢受給者証」と一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」になりました。

国民健康保険被保険者証（70歳未満）



国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証  
(70歳～74歳)



☆新しい「国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）」は 緑色 です。

新しい「国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）」がお手元に届いていない場合は、お住まいの町村の国民健康保険担当課までお問い合わせください。

古い被保険者証（エンジ色）と高齢受給者証は平成30年8月1日以降使用できません。

## ● 届出はお早めに

国民健康保険への加入や脱退は、14日以内にお住まいの町村の国民健康保険担当課に届出ください。

こんなときに届出を	届出に必要なもの
国民健康保険に加入するとき	<ul style="list-style-type: none"><li>他の市町村から転入したとき</li><li>職場の健康保険を脱退したとき</li><li>子どもが生まれたとき 等</li></ul>
国民健康保険を脱退するとき	<ul style="list-style-type: none"><li>他の市町村へ転出するとき</li><li>職場の健康保険に加入するとき</li><li>死亡したとき 等</li></ul>

※町村内での引越しや世帯主の変更、紛失等により国民健康保険被保険者証等を再発行する場合も届出が必要です。

このページに関するお問い合わせ： 国民健康保険課 TEL 0136-55-8012

## ● 介護保険料を納め忘れていませんか？

納期限を過ぎると・・・

後志広域連合から**督促**を受けます。

介護保険料には納期限が決められています。  
もしも、納め忘れていた場合は速やかに納付しましょう。

納付しないで、滞納していると・・・

1年以上滞納している保険料があると・・・

介護サービス費用をいったん**全額自己負担**します。  
(償還払いへの変更)

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。（9割～7割相当分は後で後志広域連合から払い戻されます。）

1年6か月以上滞納している保険料があると・・・

保険給付を一時**差し止め**られ、その中から滞納している保険料相当分が差し引かれます。

後志広域連合から払い戻されるはずの給付費（9割～7割相当分）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納している保険料があると・・・

滞納期間に応じて、サービス費用の自己負担割合が**3割または4割**に引き上げられます。

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割～3割である利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス等が受けられなくなったりします。

### 納め忘れの心配がなく便利な口座振替

納付書で介護保険料を納めている人には、便利な口座振替をお勧めです。  
納め忘れの心配もなく、一度手続きすれば毎年自動的に継続されます。  
後志広域連合指定の金融機関で申し込みましょう。

安心だね！